

国際物流拠点産業集積地域制度 の手引き

令和 7 年 4 月

沖 縄 県

《 目 次 》

I 国際物流拠点産業集積地域の概要

1 制度の目的	1
2 対象地域・対象事業等	1
3 認定・確認等の種類	2

II 特例措置の内容

1 対象資産	4
2 課税の特例措置（国税）	5
3 課税の特例措置（地方税）	7
4 保税地域に係る特例措置（関税）	9
5 融資制度	10
6 中小企業信用保険制度等の特例	11

III 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは	12
2 措置実施計画認定手続きの流れ	13
3 認定申請書提出先・申請書類	15

III-II 措置実施計画認定後の手続について

1 主務大臣の確認	17
2 変更認定又は認定取消	17
3 実施状況の報告等	18

IV 特定国際物流拠点事業の認定申請について

1 特定国際物流拠点事業の認定とは	19
2 特定国際物流拠点事業の認定手続きの流れ	21
3 認定申請書提出先・申請書類	23

IV-II 特定国際物流拠点事業の認定後の手続きについて

1 主務大臣の確認	25
2 事業の開始・変更の届出等	25
3 実施状況の報告等	27

V 問い合わせ先

1 各特例措置の相談・申請窓口	28
2 制度概要のお問い合わせ先	28

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画認定申請書の記入要領	29	
1－2 措置実施計画認定申請書の記入例	32	
1－3 変更認定申請書の記入例	36	
2 措置実施計画実施状況報告書の記入例	37	
3 特定国際物流拠点事業認定申請書の記入要領	41	

○法令の略語一覧

沖縄振興特別措置法	沖振法
沖縄振興特別措置法施行令	沖振法令
沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づく国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（内閣府、（経済産業省告示第3号）	主務大臣の告示
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特法令
沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例	県税の課税免除等の特例に関する条例

国際物流拠点産業集積地域における課税の特例及び 中小企業信用保険制度等の特例を受けるために必要な手続きの概要

この手引きでは、①と②の項目について解説しています。③と④は国の手引き等にて確認して下さい。

①特例の対象となる認定申請書を知事に申請

【投資税額控除等】認定申請書に記載する主な項目

- ・達成しようとする目標
- ・内容及び実施期間
- ・実施体制
- ・必要な資金の額及びその調達方法 等

【所得控除】主な事業認定要件

- ・適切な事業計画を有すること
- ・区域内で設立された法人であること
- ・常時使用従業員が 15 人以上であること
- ・特区内で専ら特定国際物流事業を営むこと 等

②知事の認定を受ける

計画が認定要件を満たせば知事から認定されます。

認定を受けた場合は、下記の特例の対象となります。

- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

③知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請し確認を受ける

主務大臣の確認要件（アに該当し、イ又はウのいずれかに該当すること）

- ア 付加価値額の増加
- イ 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
- ウ 常用労働者数の増加

④主務大臣の確認を受ける

申請した目標値が基準を満たせば確認を受けられます。

※具体的な数値は主務大臣の告示や国の手引等をご確認ください。

⑤措置実施計画に基づき設備投資等を実施

⑥税務申告

※注意事項

①課税の特例措置のうち投資税額控除等を受けるためには、対象資産の取得等の前に、県知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認が必要になります。

また、所得控除を受けるためには、特例を受ける事業年度末の前に、県知事の事業認定及び主務大臣の確認が必要になります。

②認定及び確認を受けても、課税の特例措置が受けられない場合があります。
要件等について、各関係行政機関に事前のお問い合わせをお願いします。

国際物流拠点産業集積地域における 保税地域の特例を受けるために必要な手続きの概要

この手引きでは、手続きの解説はしていません。手続きの詳細は沖縄地区税関・内閣府へお問い合わせ下さい。

①保税許可取得に向け地区税関との事前調整を始める

保税許可を取得するには、事業者の保税に関する知識、体制の構築が必要なため、取得に要する時間はそれぞれですが、新規に始める場合は相当の期間を要する場合があります。

②事業認定取得に向け内閣府との事前調整を始める

保税許可取得に向け地区税関と調整開始後、内閣府へ連絡、申請書類作成後、事前調整を開始。内閣府にて関係省庁と事前調整を行います。

③主務大臣の事業認定を受ける

内閣府と関係省庁の協議が終わり次第、内閣府に申請書類の提出をします。審査後、認定書が交付されます。

④地区税関から保税許可を受ける

内閣府からの事業認定取得後、保税許可の申請書類を地区税関へ提出します。事業認定後1年以内に保税許可を取得しなければ事業認定は失効します。

I 国際物流拠点産業集積地域の概要

1 制度の目的

国際物流拠点産業集積地域（国際物流特区）は、沖縄振興特別措置法第41条において規定されており、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目的としています。

国際物流拠点産業集積地域では、国際物流拠点産業集積計画に基づく措置実施計画について知事の認定を受けた事業者が、対象地域で、機械・装置、建物等を取得した場合における課税の特例措置※（国税【投資税額控除、特別償却】・地方税【事業税、固定資産税等】）や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用することができます。

※課税の特例措置の活用にあたっては、措置実施計画の実施により一定の要件（対象業種、付加価値増、給与増等）を満たすことについて主務大臣の確認を受ける必要があります。

また、一定の要件を満たし、知事の特定国際物流拠点事業の認定及び主務大臣の確認を受けた法人は、法人設立後10年間、法人税課税所得を40%控除する「所得控除」を活用できる特例措置もあります。

2 対象地域・対象事業等

（1）対象地域

○那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

（那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の一部地域）

○うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区）

○南風原・八重瀬地区（南風原町字津嘉山、南風原町字照屋、南風原町字神里、八重瀬町字友寄の一部地域）

（2）対象事業

制度の対象となるのは、下記8事業及び「こん包業」（国際物流拠点産業）が対象となります。対象事業の定義は、原則として日本標準産業分類に基づきますので、対象事業の判定も同分類に準じます。

（注意）「こん包業」は、課税の特例措置（事業所税除く）の対象外となります。

- 一. 道路貨物運送業、二. 倉庫業、三. 卸売業、四. 特定の無店舗小売業、
五. 特定の機械等修理業、六. 特定の不動産賃貸業、七. 製造業、
八. 航空機整備業

（3）対象期間

○投資税額控除等：令和9年3月31日までに対象資産を事業の用に供する予定の計画が対象となります。

（注意）課税の特例措置の活用を予定している場合は、対象資産の取得等の前に知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

○所得控除：令和9年3月31日までに特定国際物流拠点事業の認定を取得した後に
主務大臣の確認を受ける必要があります。

国際物流拠点産業集積地域の区域（令和7年4月～）

（1）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

那覇市 曙、旭町、字安謝、安謝、字天久、天久、泉崎、字上之屋、上之屋、
奥武山町、久米、久茂地、辻、泊、通堂町、西、東町、前島、牧志、
松山、港町、山下町、若狭、垣花町、字赤嶺、赤嶺、字小禄、
字安次嶺、字具志、具志、字高良、高良、字宮城、宮城、字大嶺、
金城、住吉町、字当間、字鏡水

浦添市 牧港、字牧港、港川、字港川、城間、字城間、屋富祖、字屋富祖、
宮城、字宮城、仲西、字仲西、勢理客、字小湾、伊奈武瀬、西原、西洲

豊見城市 字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、
字翁長、字長堂、字嘉数、字豊崎

宜野湾市 伊佐、大謝名、字地泊、真志喜、大山

糸満市 字糸満、西崎、字照屋、字兼城、字座波、字賀数、字武富、字阿波根、
字潮平、字真栄里、字伊敷、字喜屋武、字福地、字伊原、字米須、
潮崎町、字北波平、西崎町、西川町

（2）うるま・沖縄地区

中城湾港新港地区
仲嶺・上江州地区
平安座地区
池武当地区

（3）南風原・八重瀬地区

南風原町 字津嘉山、字照屋、字神里
八重瀬町 字友寄（字友寄川端原、字友寄後原）の一部

3 認定・確認等の種類

(1) 知事の認定

①措置実施計画認定

課税の特例（国税のうち投資税額控除・特別償却、地方税のうち事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除）及び中小企業信用保険制度等の特例を受けるために必要となります。

②特定国際物流拠点事業認定

課税の特例（国税のうち所得控除）及び中小企業信用保険制度等の特例を受けるために必要となります。

特定国際物流拠点事業認定の対象となるのは、下記の5業種となります。

- 一. 倉庫業、二. 特定の無店舗小売業、三. 特定の機械等修理業、
四. 航空機整備事業、五. 製造業

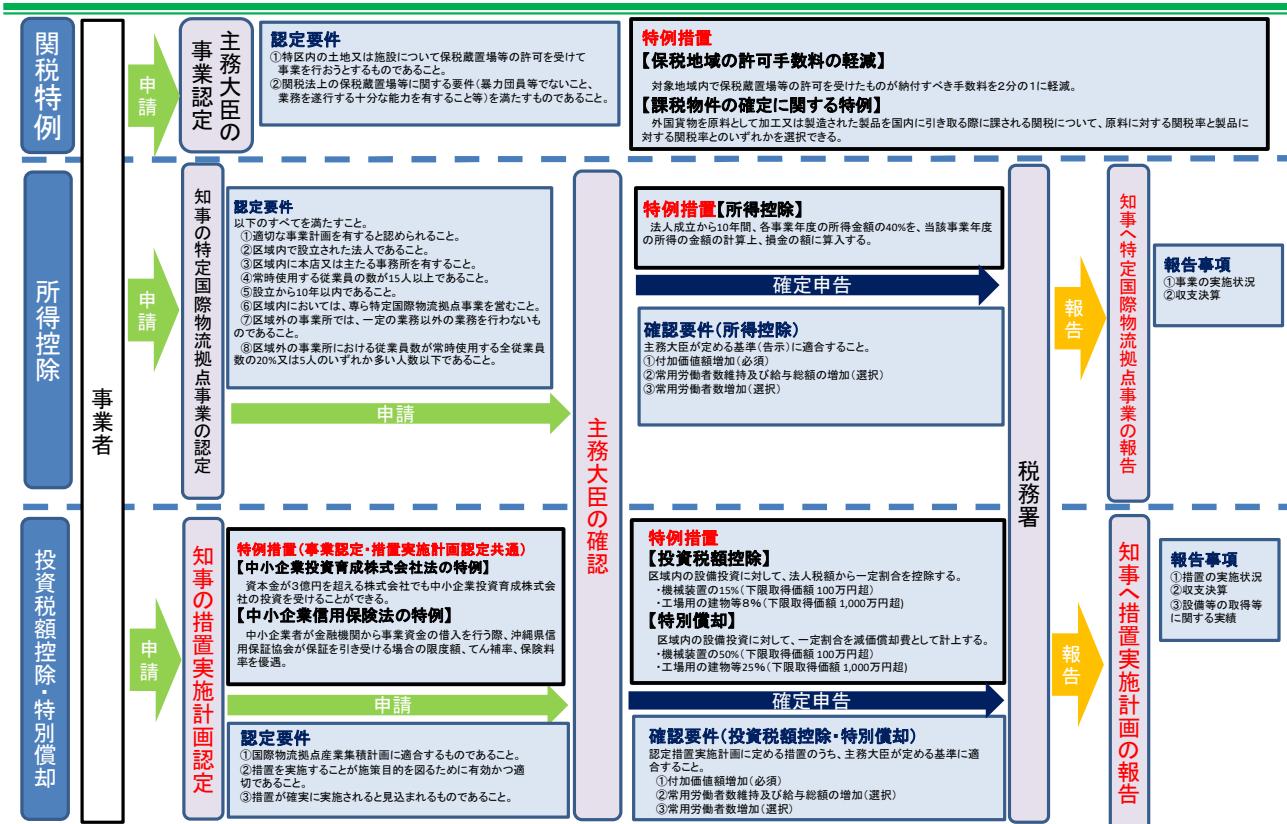
(2) 主務大臣の確認

(1) ①及び②の課税の特例を受けるために必要となります。知事の認定後、主務大臣の確認を受けてください。

(3) 主務大臣の事業認定

保税地域の特例措置（関税の課税の選択制の適用・保税地域許可手数料の軽減）を受けるために必要となります。

国際物流拠点産業集積地域のスキーム



※所得控除、投資税額控除及び特別償却は選択制。 ※地方税は、投資税額控除・特別償却の手続きを準用。

II 特例措置の内容

1 対象資産

○設備投資等に係る課税の特例措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。

(1) 「機械・装置」の範囲

○「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象となります。食料品製造業用設備、化学工業用設備、金属製品製造業用設備、道路貨物運送用設備などです。別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず確認してください。

(2) 「建物」の範囲

○全対象事業共通：工場用の建物

○以下の事業については、工場用の建物に加え、以下の建物も対象となります。

事業名	建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
倉庫業	作業場用又は倉庫用の建物
卸売業	作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
特定の無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
特定の機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物
特定の不動産賃貸業	倉庫用の建物
航空機整備業	事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

(3) 「建物の附属設備」の範囲

○「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象となります（電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラーエquipment等）。

○建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象となります。

2 課税の特例措置（国税）

- 下記（1）、（2）、（3）のいずれかを選択します。
- 建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象となります。
- 特別償却は個人事業主も対象となります。
- 国税では、土地の取得は対象外です。

（1）所得控除

根拠	沖振法第50条第2項、租特法第60条、租特法令第36条
対象者	特定国際物流拠点事業を営む事業者のうち知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人
内容	認定法人について、設立から10年間、各事業年度の所得金額の40%を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

○お問合せ先：県内各税務署（法人税担当部署）

（2）投資税額控除

根拠	沖振法第50条第1項、租特法第42条の9、租特法令第27条の9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点事業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100万円を超えるもの
内容	○機械・装置の取得価額の15% ○建物・建物附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除 ※中古設備は対象外 ※取得価額の限度額：合計20億円 ※税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の20% ※繰越可能年数：最長4年（措置実施計画の実施期間に限る）

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

(3) 特別償却

根拠	沖振法第50条第1項、租特法第12条、同法第45条、租特法令第6条の3、同第28条の9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100万円を超えるもの
内容	<input type="radio"/> 機械・装置の取得価額の50% <input type="radio"/> 建物・建物附属設備の取得価額の25%を特別償却 ※取得価額の限度額：合計20億円

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

3 課税の特例措置（地方税）

- 土地については、取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手した場合に限ります。
- 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外です。
- （3）固定資産税の課税免除については、「倉庫業」は対象外です。
- （4）事業所税の課税免除については、知事の認定及び主務大臣の確認は不要です。
※課税免除の対象に該当するか、必ず県税・市町村税所管部署にご確認ください。

（1）事業税の課税免除（県税）

根拠	沖縄法第51条、地方税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、新・増設した国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1
内容	新・増設から5カ年間（措置実施計画の実施期間に限る）、新・増設に係る事業税の課税免除※2

○お問合せ先：那覇県税事務所

（2）不動産取得税の課税免除（県税）

根拠	沖縄法第51条、地方税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、新・増設した国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1
内容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋※3 ・家屋の敷地である土地の一部※4

○お問合せ先：各県税事務所

(3) 固定資産税の課税免除（市町村税）

根拠	沖振法第51条、地方税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条、各自治体課税免除条例
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する次の①又は②のいずれかの新・増設 ①国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1 ②100万円を超える機械・装置
内容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5年間（措置実施計画の実施期間に限る）、課税免除

○お問合せ先：各市町村税務担当課

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認下さい。

※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税。

(4) 事業所税の特例（市町村税）※那覇市のみ

根拠	地方税法附則第33条、地方税法施行令附則第16条の2の8
対象者	個人事業主及び法人（知事の認定及び主務大臣の確認は不要）
対象資産	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設であって、次の①又は②のいずれかの新設 ①当該施設に設置される機械・装置及び器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が1億円以上であるもの
内容	上記施設において行う事業に対して課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5年間、当該事業所の床面積を2分の1であるものとして計算する。

○お問合せ先：那覇市資産税課（098-862-5320）

- ※1 国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- ※2 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により税額の計算を行います。
- ※3 直接に対象事業の用に供する資産のみが課税免除の対象となり、販売部門や営業部門は除外されます。
- ※4 土地は取得の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 保税地域に係る特例措置（関税）

（1）保税地域許可手数料の軽減

根拠	沖振法第46条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に軽減する。

○お問合せ先：

沖縄地区税関 保税地域監督官（098-862-9814）
内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室
(03-5253-2111 (内線：34363、34364))

（2）保税地域における課税物件の選択制

根拠	沖振法第47条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる（通常は原料課税一択）。

○お問合せ先：

沖縄地区税関 保税地域監督官（098-862-9814）
内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室
(03-5253-2111 (内線：34363、34364))

5 融資制度

融資制度の活用にあたっては、知事の認定、主務大臣の認定及び主務大臣の確認は必要ありませんが、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。

詳細については、沖縄振興開発金融公庫をご確認ください。

(1) 産業開発資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興	指定地域内で事業を行うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL : 098-941-1765)

(2) 中小企業資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資金 貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL : 098-941-1785)

(3) 生業資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資金 貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

○ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL : 098-941-1795)

6 中小企業信用保険制度等の特例

知事から措置実施計画の認定又は特定国際物流拠点事業の認定を受けた事業者は、以下の特例措置を受けることができます。詳細については各関係行政機関までご確認ください。

(1) 中小企業信用保険法

制度概要	中小企業者が金融機関から事業資金の借入を行う際、沖縄県信用保証協会が当該借入に対する保証を引き受ける場合の限度額・割合や、当該保証に係るリスクを日本政策金融公庫が負担する信用補完制度等について規定。			
特例概要	中小企業信用保険法の特例として、一般保証と別枠の保証枠（国際物流拠点産業集積関連保証）の利用が可能になります。 また、保険料率についても沖振法令に定める利率が適用されます。 (沖振法第48条、沖振法令第23条)			
一般保証 限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円	別枠保証 限度額	2億8,000万円 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円	
保険料率	保証をした借入れの期間1年につき、0.41%（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、0.35%）			

お問い合わせ先：沖縄県信用保証協会(098-863-5300)

(2) 中小企業投資育成株式会社法

制度概要	中小企業のうち資本金が3億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社から、以下の投資を受けることができます。 ①設立時に発行する株式の引受けや ②事業を行うために必要とする資金調達のために発行する株式や新株予約権等の引受け
特例概要	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、 中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。 (沖振法第49条)

お問い合わせ先：大阪中小企業投資育成株式会社九州支社(092-724-0651)

III 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは

(1) 措置実施計画

国際物流拠点産業集積地域制度における特例措置を活用するためには、必要事項を記載した措置実施計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。また、課税の特例措置（P6～9※事業所税を除く）の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施前に主務大臣の確認を受ける必要があります。主務大臣の確認要件については、P18を確認してください。

(2) 記載事項

措置実施計画の申請書には、下記事項について記載してください。記入内容については、P30を確認いただくか、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（以下「ワンストップ相談窓口」という。）へ相談してください。

- ① 国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標
- ② 国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間
- ③ 国際物流拠点産業集積措置の実施体制
- ④ 国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 国際物流拠点産業集積措置の実施により見込まれる効果
- ⑥ その他

(3) 知事の認定要件

国際物流拠点産業集積地域における措置実施計画の認定を受けるには、沖振法に規定する以下の要件を満たす必要があります。

- ① 知事が策定する国際物流拠点産業集積計画の内容等に適合していること。
- ② 実施計画の内容を実施することにより、その地域の「国際物流拠点産業の集積」を図るために有効かつ適切なものであること。
 - ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること。
 - イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。
 - ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること。
- ③ 措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ア 措置の実施主体が特定されていること。
 - イ 措置の実施スケジュールが明確であること。

(4) 措置実施計画の申請時期について

課税の特例措置の活用については、計画対象資産の取得等までに知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があるため、設備投資等をする前に時間的余裕を持って申請してください。

2 措置実施計画認定手続きの流れ

(1) 事前相談

対象事業、措置実施計画の認定要件、認定申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談ください。

また、税制上の特例措置については、各関係行政機関へ事前にお問合せください。



(2) 認定申請書の作成

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム（以下「電子申請フォーム」という。）にログインして、「国際物流拠点産業集積措置実施計画認定」から、認定申請書を作成してください（P16 参照）。

なお、ワンストップ相談窓口では、措置実施計画申請書の作成支援も行っていますので、認定申請予定資産の資料等を用意し、ワンストップ相談窓口へ相談してください。



(3) 認定申請書の申請及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて、電子申請フォームから申請してください。

※申請にあたっては P16～17 を必ず確認してください。

ワンストップ相談窓口で事前審査が行われます。



(4) 認定申請書の審査及び認定

ワンストップ相談窓口での事前審査の後、沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。

審査の結果、認定申請内容が適正であると認められると、認定書が交付されます。審査の状況、結果については電子申請フォームから確認できます。

※沖縄県のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書原本は、認定申請書に記載のある住所及び代表者宛てに企業立地推進課から送付されますので、認定申請後に変更がある場合は、速やかに、ワンストップ相談窓口に連絡をお願いします。



(5) 主務大臣の確認

課税の特例措置(P6~9※)を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口に申請し、確認書の交付を受けてください(P18 参照)。※事業所税を除く。



(6) 各特例措置の活用

必要書類(認定書・確認書等)をお持ちの上、各窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県(制度担当課)やワンストップ相談窓口から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(7) 措置実施状況の報告・認定

毎年、措置実施状況報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、電子申請フォームにログインして「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告」から、報告してください。

審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められると、認定書が交付されます。

※措置実施状況報告書の認定が受けられなかった場合でも、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、電子申請フォームの「国際物流拠点産業集積措置実施計画認定」から申請してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

各様式は、電子申請フォームから入力します。

- ① 【様式第1号】国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書
- ② 【別紙1】申請者の基本的事項、措置実施場所等の基本的事項
- ③ 【別紙2】措置実施計画の内容
- ④ 【別紙3】措置実施計画に必要な施設の整備その他の措置

(2) マニュアル

電子申請の操作マニュアルは電子申請フォームにログインしてダウンロードしてください。

(3) 認定申請書に添付する書類

提出する書類は、申請書のほかに次の添付書類が必要になります。

項目	必要添付書類	備考
1	履歴事項全部証明書または住民票抄本	3か月以内に入手したもの。
2	貸借対照表	複写。直近1期分
3	損益計算書（販管費及び原価の明細等を含む。）	
4	事業に関する許可証・証明書等の写し（一部の事業のみ対象）	複写。（例：以下） 【倉庫業：倉庫業許可書】 【道路貨物運送業：一般貨物運送業許可書】
5	取得予定資産に関する資料 ※各種資料は複写も可 ※パンフレット等は、カラーにて御提出ください (原本がモノクロの場合は、モノクロのままで可)。	土地 ①面積が確認可能な資料（登記事項証明書等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等） 建物 ①面積が確認可能な資料（設計図、登記事項証明書等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等） 建物附属設備 ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）

		機械・装置 ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
6	その他 ※必要に応じて別途依頼する場合がございます。	

提出ファイル名は、下記のとおりとしてください。

※提出日：西暦・月・日を8桁の半角数字で記入して下さい。

例：2022年8月15日の場合→20220815

2023年12月5日の場合→20231205

※企業名にアルファベット、数字、記号がある場合は『半角』で入力してください。

ファイル名称例

「株式会社1・2・3システムズInc」という会社が
2022年8月15日に国際物流拠点産業集積地域の申請書類を提出した場合

- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】履歴事項
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】許可証等
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】貸借対照表
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】損益計算書
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】建物見積書
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】附属建物見積書・パンフレット
- 【物流_20220815_1・2・3システムズInc】機械装置見積書・パンフレット
- 【情報_20220815_1・2・3システムズInc】その他資料○○

※提出書類については、原本の照会を求める場合もありますので、申請書類とあわせて保存をお願いいたします。

※提出書類について不足等がないか、以下を確認の上、資料の御提出をお願いします。

■見積書等

- 宛名及びメーカー名は明記されているか
- 日付は記入されているか
- 「一式」等の場合、内訳明細は添付されているか
- 申請資産以外が掲載されている場合、赤線にて見え消しがされているか
- （該当者のみ確認）見積等より対象資産に充てて、費用の按分を行っている場合、按分の内容が分かるように、①何をどのように按分しているのか、②申請資産の金額を算出するための計算式等を、明確に記載した資料が添付してあるか
- 申請書記載資産名と見積書等記載資産名において、齟齬はないか

■パンフレット（又は仕様書と写真資料）

- 見積書記載の資産名や型番と一致しているか
- 該当の資産がわかるように、丸印等はつけられているか
- 申請書記載資産名とパンフレット等記載資産名において、齟齬はないか

III-II 措置実施計画認定後の手続について

1 主務大臣の確認

課税の特例措置（P6～9※事業所税を除く）の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施計画の措置により付加価値増、給与増等の一定の要件を満たしているか、主務大臣の確認が必要になります。

（参考）主務大臣の確認要件（主務大臣の告示）

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。具体的な数値については、主務大臣の告示をご確認下さい。

- ア. 付加価値額の増加
- イ. 常用労働者の給与額の増加及び常用労働者数の維持
- ウ. 常用労働者数の増加

具体的な手続きについては、「国際物流拠点産業集積地域における主務大臣による確認の手引き(設備投資等に係る課税の特例版)」をご確認いただくか、内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室（TEL：03-5253-2111 内線：34363、34364）へお問い合わせ下さい。

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

2 変更認定又は認定取消

（1）変更認定

認定された措置実施計画のうち、下記に該当する事項を変更する場合には、措置実施計画の変更認定が必要になります。

認定申請書（計画内容）に変更が生じると判明した時点で、速やかに、ワンストップ相談窓口に相談のうえ、電子申請フォームから変更認定申請書（様式第3号）により、変更申請を行ってください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

変更申請の内容を確認のうえ、変更認定書（様式第4号）を交付します。

また、改めて主務大臣の確認が必要となりますのでご注意ください。

【変更申請の該当項目】

- ① 認定事業者の名称
- ② 事業者の所在地
- ③ 対象資産の取得日又は供用開始日（事業年度を超える場合等）
- ④ 措置の実施期間
- ⑤ 措置の実施場所
- ⑥ 実施計画の実現が難しくなる程度の対象資産の変更
- ⑦ 対象資産の金額（変更額によっては、変更申請不要と判定される場合もあり）
- ⑧ その他、実施計画の申請内容について、実施に影響があると考えられる事項

(2) 認定取消

認定された措置実施計画が実施されていない場合には、認定を取り消すことがあります。

3 実施状況の報告等

(1) 実施状況の報告

措置実施計画の認定を受けた事業者は、実施状況、収支決算、機械等の取得等に関する実績等を記載した実施状況報告書（様式第6号）を、実施期間中の各事業年度終了後1ヶ月以内に毎年提出して下さい。

審査の結果、措置内容が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

各様式は、電子申請フォームから入力します。

①【様式第6号】認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告書

②別紙1-①

③別紙1-②

※①には損益計算書を添付してください。

※②③は、主務大臣の確認を受けている場合に提出してください。

【提出先】

電子申請フォームからログインして「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告」から、報告してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

IV 特定国際物流拠点事業の認定申請について

1 特定国際物流拠点事業の認定とは

(1) 特定国際物流拠点事業の認定

国際物流拠点産業集積地域制度における課税の特例措置（所得控除）の活用にあたっては、以下の要件を満たすことについて、知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。主務大臣の確認要件については、P26を確認してください。

(2) 知事の認定要件

国際物流拠点産業集積地域における特定国際物流拠点事業の認定を受けるには、沖縄法に規定する以下の要件を満たす必要があります。

- ① 適切な事業計画を有すると認められること。
- ② 区域内で設立された法人であること。
- ③ 区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ④ 常時使用する従業員の数が15人以上であること。
- ⑤ 設立から10年以内であること。

※支店を現地法人化した場合や個人事業主が法人化した場合等、実質的に同一のものが対象事業を営んでいた期間を除く。

- ⑥ 区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと。
- ⑦ 区域外の事業所では、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

ア. 倉庫業、機械等修理業、航空機整備業

- (ア) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (エ) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (オ) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げる業務に付随する業務

イ. 無店舗小売業

- (ア) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (エ) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (オ) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (カ) (ア)から(オ)までに掲げる業務に付随する業務

ウ. 製造業

- (ア) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (イ) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (ウ) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
- (エ) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務

- (オ) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
 - (カ) (ア) から (オ) までに掲げる業務に付随する業務
- ⑧ 区域外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の 20%又は 5 人のいずれか多い人数以下であること。

(3) 申請時期

特定国際物流拠点事業の認定に係る申請については、隨時、受け付けていますが、審査から認定まで概ね 2 ヶ月程度要しますので、時間的余裕を持って申請してください。

2 特定国際物流拠点事業の認定手続きの流れ

(1) 事前相談

対象事業、特定国際物流拠点事業の認定要件、認定申請手続等については、ワンストップ相談窓口で事前に相談可能です。

また、課税の特例措置については、各関係行政機関に事前にお問合せください。



(2) 申請書の作成

電子申請フォームにログインして、「特定国際物流拠点事業認定」から申請書を作成してください（P24 参照）。作成にあたっては、企業立地推進課にて申請書作成に係る事前相談の対応も行っています。



(3) 申請書の申請

作成した申請書は、添付書類と併せて、電子申請フォームから申請してください。



(4) 申請書の審査及び認定

審査の結果、申請内容が適正であると認められると認定書が交付されます。審査の状況、結果については電子申請フォームから確認できます。

※企業立地推進課のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書原本は、申請書に記載のある住所及び代表者宛てに沖縄県（制度担当）から送付されます。



(5) 主務大臣の確認

課税の特例措置（所得控除）を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口に申請し、確認書の交付を受けてください（P26 参照）。



(6) 特例措置（所得控除）の活用

必要書類（認定書・確認書等）をお持ちの上、各窓口にて直接手続を行ってください。

※沖縄県（制度担当）やワンストップ相談窓口から、各関係行政機関に対し認定を行った旨の連絡はいたしません。



(7) 事業実施状況の報告・認定

認定期間中においては、毎年度、事業実施報告書を作成し、事業年度終了後から1ヶ月以内に、電子申請フォームにログインして「認定特定国際物流拠点事業実施状況報告」から、報告してください。

審査の結果、適切に事業が実施されていると認められると、認定書が交付されます。

※実施状況報告書の認定が受けられなかった場合でも、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、電子申請フォームの「特定国際物流拠点事業認定」から申請してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

様式は、電子申請フォームから入力します。

【様式第1号】特定国際物流拠点事業認定申請書

(2) マニュアル

電子申請の操作マニュアルは電子申請フォームにログインしてダウンロードしてください。

(3) 認定申請書に添付する書類

提出する書類は、申請書のほかに次の添付書類が必要になります。

		必要添付書類	備考
1	共 通	事業計画	<p>【別紙1】事業計画書 【別紙2】会社概要 【別紙3】事業概要 【別紙4】投資・資金計画 ※様式は、電子申請フォームからダウンロードしてください。</p>
2		賃借対照表	複写。直近1期分。
3		損益計算書（販管費及び原価の明細書等を含む）	
4		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	3ヶ月以内に発行されたもの。 複写
5		常時使用する従業員名簿	<p>【別紙5】 国際物流産業集積地域の区域外にある事業所も含め、法人全体の従業員を提出すること。 ※様式は、電子申請フォームからダウンロードしてください。</p>
6		雇用契約書の写し又はこれに類する書類	別紙5に記載の従業員のもの
7		雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれに類する書類	別紙5に記載の従業員のもの

8		定款（または寄附行為）	複写
9		国際物流拠点産業集積地域の区域内において、専ら特定国際物流拠点事業を営むことを明らかにする説明資料	【別紙6】 定款に記載のある事業目的毎の説明をお願いします。 例：定款記載の○○は、日本標準産業分類の○○業（番号）に該当する。事業計画記載の○○を定めたものであり、当該事業の売上は○%となっている。 ※様式は、電子申請フォームからダウンロードしてください。
10		その他必要に応じて別途依頼	
11	無店舗小売業を営む法人	主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うことを明らかにする書類	
12		自らが国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置する施設又は設備の内容を明らかにする書類（施設又は設備は、特定物資の保管、検査及び荷造りのため又は特定物資の販売に係る売買契約の申込みの受付及び当該契約の締結を行うためのものに限る。）	
13	機械等修理業を営む法人	主として特定物資の修理を行うことを明らかにする書類	
14		自らが国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置する施設又は設備の内容を明らかにする書類（施設又は設備は、特定物資の保管、検査、修理及び荷造りのためのものに限る。）	

※提出書類については、原本の照会を求める場合もありますので、申請書類とあわせて保存をお願いいたします。

IV-II 特定国際物流拠点事業の認定後の手続について

1 主務大臣の確認

課税の特例措置(所得控除)の活用にあたっては、知事の認定に加え、国際物流拠点産業の集積に特に資するものとして、一定の要件を満たしているか、主務大臣の確認が必要となります。

(参考) 主務大臣の確認要件（主務大臣の告示）

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。具体的な数値については、国の告示や手引きをご確認下さい。

- ア. 付加価値額の増加
- イ. 常用労働者の給与額の増加及び常用労働者数の維持
- ウ. 常用労働者数の増加

具体的な手続きについては「国際物流拠点産業集積地域における主務大臣による確認の手引き(所得控除版)」をご確認いただくか、内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室(TEL:03-5253-2111 内線:34363、34364)へお問い合わせ下さい。

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

2 事業の開始・変更の届出等

【届出先】

各届出については、電子申請フォームの「特定国際物流拠点事業認定」から申請してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

(1) 認定事業の開始等の届出

認定事業に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業{開始・休止・廃止}届出書(様式第3号)により知事に届け出でください。

(2) 認定事項等の変更

事業認定を受けた法人は、事業開始届等に記載した事項に変更があった場合や、国際物流拠点産業集積地域の区域内における本店又は主たる事務所の異動があった場合は、事業開始等変更届出書(様式第4号)により速やかに知事に届け出でください。

(3) 認定の要件に該当しないこと等となった事項の届出及び認定の取消

事業認定を受けた法人は、以下の事項等で認定要件に該当しなくなった場合は、認定要件に該当しないこと等となった事項届出書(様式第5号)により速やかに知事に届け出でください。

認定の要件を欠くに至ったと認めた場合、認定の取消を行います。

①本店若しくは主たる事務所の所在地が国際物流拠点産業集積地域の区域外になっ

たとき。

②常時使用する従業員の数が 15 人に満たなくなったとき。

③沖振法令第 21 条第 2 項第 3 号から第 7 号※までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。

※沖振法令第 21 条第 2 項（抜粋）

3 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

4 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

5 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

6 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ 第四条の二第二号、第六号及び第九号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- (6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務

ロ 第四条の二第五号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
- (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- (5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- (6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務

ハ 第四条の二第八号に掲げる事業 次に掲げる業務

- (1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
- (2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
- (3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
- (4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
- (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務

7 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

3 実施状況の報告等

(1) 実施状況の報告

特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人は、事業年度の終了後1ヶ月以内に、認定事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書（様式第7号）を毎年提出して下さい。

審査の結果、認定事業が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

①【様式第7号】認定特定国際物流拠点事業実施状況報告書

②別紙1-①

③別紙1-②

※①には損益計算書を添付してください。

※②③は、主務大臣の確認を受けている場合に提出してください。

【提出先】

電子申請フォームからログインして「認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告」から、報告してください。

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム

<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

(2) その他の調査

その他、必要に応じて、各種アンケート調査等をお願いする場合がありますので、御協力をお願いします。

VI 問い合わせ先

1 各特例措置の相談・申請窓口

各特例制度については、それぞれの関係行政機関等による審査が、別途行われます。そのため、特例措置の期間、手続きに必要な資料、手続きの締切日等は、各関係機関に事前相談を行ってください。

国 税 (法人税)	:	所管の各税務署
県 税 (法人事業税)	:	沖縄県の県税事務所
県 税 (不動産取得税)	:	沖縄県の県税事務所
市町村税 (固定資産税)	:	各市町村の税務担当課
市町村税 (事業所税)	:	那覇市資産税課
関税 (保税地域に係る特例)	:	沖縄地区税関・内閣府
融 資 制 度	:	沖縄振興開発金融公庫
中小企業信用保険法	:	沖縄県信用保証協会
中小企業投資育成株式会社法	:	大阪中小企業投資育成株式会社九州支社
国の確認要件	:	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室

2 制度概要のお問い合わせ先

○公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL : 098-894-6377

Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp

<https://www.zei-tokku.okinawa/>

○沖縄県商工労働部 企業立地推進課 立地企業支援班

TEL : 098-866-2770

FAX : 098-866-2846

Email : indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/kigyoritchi/kokusaiburyutoku.html>

○内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室

TEL : 03-5253-2111 (内線 : 34363、34364)

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/butsuryu.html>

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画認定申請書の記入要領

記載する年表記は西暦で統一してください。

(様式第1号) 国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書

(1) 国際物流拠点産業集積措置の事業者名等

① 住所地及び事業者名

本社と事業所が異なる場合、実際に措置を行う住所を記入すること。

② 事業の属する業種名

日本標準産業分類の小分類で記入すること。

③ 国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要

計画の概要を記入すること。

(別紙1) 申請者の基本的事項、措置実施場所の基本的事項

(1) 申請者の基本事項

申請者の基本的事項について記載すること。

① 業種

主たる業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとに記入すること。

(2) 措置実施場所等の基本的事項

措置実施場所（措置を行おうとする場所）の基本的事項について記載すること。様式第1号記載の「国際物流拠点産業集積措置を行おうとする住所地及び事業者名」、「国際物流拠点産業集積措置を行おうとする事業の属する業種」と一致させること。

① 措置実施場所

措置実施場所の住所地を記入すること。

② 実施場所事業所名

措置を行おうとする事業者名（実施主体）と事業所名を記入する。

③ 措置の属する業種

措置の属する業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとに記入すること。

(別紙2) 措置実施計画の内容（県の認定要件）

① 取組概要

取組の概要を記入すること。なお、この項目の内容は認定時に公表します。様式第1号記載の「国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要」と一致させること。

② 達成しようとする目標

達成しようとする目標（売上高の増加、労働生産性の向上）について、定量的な数値（措置開始前の直近事業年度実績比〇%以上の増加、等）を記入してください。目標の設定にあたっては、国際物流拠点産業集積計画の「6 措置の実施により見込まれる効果」に記載されている目標値を参考に設定して下さい。

[国際物流拠点産業集積計画（令和7年4月沖縄県）（抜粋）]

3 計画期間

計画期間は、令和4年8月1日から令和13年度末までとする。

6 措置の実施により見込まれる効果

本計画の実施による定量的な効果としては、・・・・・認定事業者の売上高20%以上の増加、労働生産性10%以上の増加に寄与することが見込まれる。

[労働生産性の算出方法]

労働生産性=付加価値額／常用労働者数

(付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課)

(費用総額=売上原価+販売費+一般管理費)

※事業年度の期間が1年未満である場合には1年当たりの額に換算した額とする。

※算出した付加価値額が0円以下である場合には1円とする。

※売上原価：売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額

※給与総額：役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。退職金は含まれない。

※租税公課：営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）及び税込経理の方法を探っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めない。

③ 具体的な措置の内容

措置実施計画の内容を具体的に記入すること。

④ 実施期間

措置の実施期間を記入すること。なお、主務大臣の確認を受ける場合、措置期間が2年以上5年以下であることが必要となりますので、下記を参考に実施期間を設定してください。

[実施期間と措置期間の考え方]

実施期間：実際に措置を実施する期間（知事への申請書に記載する期間）

措置期間：実施期間の開始日が属する事業年度の初日から、実施期間の終了日が属する事業年度の末日までの期間（主務大臣の告示第1条第7号）

（例）事業年度が4月1日～3月31日である申請者の場合

・実施期間 ①2025年10月1日 から ②2029年10月31日

・措置期間 ①の属する事業年度の初日（2025年4月1日）から

②の属する事業年度の末日（2030年3月31日）まで = 5年

- ⑤ 実施体制
担当者・部署・部門の役職及び役割及び人数を記入すること。
- ⑥ 必要な資金の額及びその調達方法
総事業費における自己資金、借入金、その他の内訳を記載し、借入（予定）先を記入すること。
- ⑦ 措置の実施により見込まれる効果
見込まれる効果（製造量の増加や製造コスト低減等）を記入すること。
- ⑧ 活用を予定する支援措置
活用を予定する支援措置について該当する措置の□にチェックを入れる。

(別紙3) 措置実施計画に必要な施設の整備その他の措置

- ① 資産の種類
取得予定資産の種類（土地、建物及び建物附属設備、機械・装置）を記入すること。
- ② 資産の内容
建物、建物附属設備については「「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「構造又は用途」」+「資産名等具体的な設備の名称」などを記述し、対象資産であることを明記すること。
- ③ 予定単価、取得予定価格
取得予定の単価と価格を税抜き、千円単位（千円未満切り捨て）で記入すること。添付いただく各設備の取得価格が確認できる資料の金額と一致するか、ご確認ください。
- ④ 取得予定期間、供用開始時期
予定している取得年月及び供用開始予定の年月を西暦で記入すること。

1－2 措置実施計画認定申請書の記入例

(1) 様式第1号

様式第1号（第3条関係）

国際物流拠点産業集積措置実施計画認定申請書

2022年 9月 1日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地

名称 株式会社おきなわ食品

代表者の氏名 代表取締役 沖縄 太郎

沖縄振興特別措置法第42条の2第1項の規定に基づき、みだしの計画について認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 国際物流拠点産業集積措置の事業者名等

(1) 国際物流拠点産業集積措置を行おうとする住所地及び事業者名

住所：沖縄県うるま市州崎100番地

事業者名：株式会社おきなわ食品 うるま工場

実際に実施する事業所を記入してください。本社と同じ所在地でも記入。

(2) 国際物流拠点産業集積措置を行おうとする事業の属する業種名

(大分類) 製造業

(中分類) 食料品製造業

(小分類) 091畜産食料品製造業

日本標準産業分類を確認し、該当事業を、小分類（分類コード3桁）で記載してください。

(3) 国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要

レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び労働生産性の向上を図る。

2 沖縄振興特別措置法第42条の2第2項に掲げる記載事項

別紙1から3のとおり

（日本標準産業分類）

e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ → 統計分類・調査項目 → 統計分類 → 日本標準産業分類
又は <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

(2) 別紙1

管理番号	別紙1		
申請日： 2022年 9月 1日			
申請者の基本的事項			
名称	株式会社おきなわ食品	電話番号	098-000-0000
代表者名	代表取締役 沖縄 太郎	申請担当	那霸 花子
本社	〒 900-0805	E-mail	hanako@
所在地	沖縄県那覇市泉崎100番地	設立日	1971年 12月 1日
主たる業種	(大分類) 製造業	従業員数	
	(中分類) 食品製造業	申請者の	自 4月1日
	(小分類) 091畜産食料品製造業	事業年度	至 3月31日
主たる業種を日本標準産業分類に準じて入力			
措置実施場所等の基本的事項			
措置実施場所	〒 901-1111	実施場所	株式会社おきなわ食品 うるま工場
	沖縄県うるま市洲崎100番地	事業所名	
措置の属する業種	(大分類) 製造業	実施場所	50
	(中分類) 食品製造業	従業員数	
	(小分類) 091畜産食料品製造業		

(3) 別紙2

受理番号

別紙2

申請日： 2022年 9月 1日

措置実施計画の内容

取組概要 ※認定時に公表	レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び労働生産性の向上を図る。	
達成しようとする目標	2026年度の売上高及び労働生産性を2021年度実績比で以下のとおりとする。 ・売上高10%増加 ・労働生産性5%増加	
具体的な措置の内容	当社は、食肉を原材料に加工製品の製造を行っており、今回、レトルト製品や乾燥製品及び精肉加工品の製造工程を効率化するための原料の乾燥機、スライサー及び異物検出器を導入する。	
実施期間	2022年10月1日～2027年3月31日 (事業年度)	
実施体制	部署・部門名	措置実施計画における主な役割及び人数
西暦	工場長	実施計画の総括
	乾燥製品製造部門	製造ラインの管理・運用(責任者1名含む5名)
	食肉加工製品製造部門	製造ラインの管理・運用(責任者1名含む10名)
必要な資金の額及びその調達方法	総事業費(税抜)	21,335,000円
	うち、自己資金	16,335,000円
	うち、借入金	5,000,000円
	その他(増資等)	0円
	借入(予定)先	沖縄振興開発金融公庫
措置の実施により見込まれる効果	措置の実施により、乾燥製品の製造量を約2倍／日とするほか、精肉加工製品の製造量を約1.6倍／日に増加すると見込んでいる。 これにより、売上高の増加と製造コストの低減を見込んでいる。	
活用を予定する支援措置	<input checked="" type="checkbox"/> 課税の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 國際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付
	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業信用保険法の特例	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業投資育成株式会社法の特例
その他		

実施計画に従って実施する期間の初日から末日までを記入すること。

事業実施可能な体制かどうかを確認しますので、責任者(統括)、担当部署及び人数等を具体的に記入してください。

措置実施計画に必要な資金の調達方法を入力

(4) 別紙3

入力不可

受理番号

別紙3

申請日： 2022年 9月 1日

金額は千円単位の税抜き'千円未満切り捨て)

国際物流拠点産業集積措置に必要な施設の整備

新たに取得等する予定の減価償却資産 有り 無し

取得予定資産の内容

(単位：千円)

No	資産の種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価格	取得予定期間	供用開始時期
1	機械・装置	食料品製造業用設備(乾燥機)	1式	10,000	10,000	2022年12月	2022年12月
2	機械・装置	食料品製造業用設備(スライサー)	2台	2,000	4,000	2022年12月	2022年12月
3	機械・装置	食料品製造業用設備(異物検出器)	1式	6,000	6,000	2022年12月	2022年12月
4							
5							

建物、建物附属設備、構築物、器具及び備品については
 「「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一
 の「構造又は用途」」+「資産名等具体的な設備の名
 称」などを入力

1－3 変更認定申請書の記入例

様式第3号（第4条関係）

認定国際物流拠点産業集積措置実施計画変更認定申請書

2023年 2月 1日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地
名称 株式会社おきなわ食品
代表者の氏名 代表取締役 沖縄 太郎

2022年12月20日付けで認定を受けた措置実施計画について、下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第42条の2第6項の規定に基づき申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後
・生産ライン 1,400万円	・生産ライン 3,000万円 (仕様の変更により ●m 延長)
・機械設備の供用開始日 2023年4月1日（予定）	・機械設備の供用開始日 2023年5月1日（予定）
・成分分析機器の取得 2023年4月1日（予定）	・成分分析機器の取得 外部委託に切り替えのため、取得取りやめ

2 変更の趣旨及び理由

より高度な加工技術が求められる商品を製造することとしたため、生産ラインをハイスペックなものに仕様変更してこれに対応するため。

また、他社の類似製品の発売や売上減少に伴った社内体制の見直しのため、開発商品やPR等の企画の練り直しを行い、当該商品用の有用成分抽出装置及びボトリング機械設備の取得時期変更や、当社研究開発部門の縮小による成分分析業務を外部委託に切り替えるため、機器の取得を取りやめる。よって、認定された計画に大幅な変更が生じた。

変更理由について、具体的に記入してください。

2 措置実施計画実施状況報告書の記入例

様式第6号（第5条関係）

認定国際物流拠点産業集積措置実施計画実施状況報告書

2023年 4月 28日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地

名称 株式会社おきなわ食品

代表者の氏名 代表取締役 沖縄 太郎

沖縄振興特別措置法第42条の3の規定に基づき、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置の実施状況について報告します。

1 国際物流拠点産業集積措置実施計画

認定日 令和4年10月1日

認定番号 商企第100号

県知事の認定書の右上に記載のある
認定日及び認定番号を記入

2 国際物流拠点産業集積措置の実施状況

(1) 措置の実施場所 沖縄県うるま市洲崎100番地

(2) 措置の実施期間 2022年10月1日～2027年3月31日

(3) 措置の内容 レトルト製品や乾燥製品及び製品加工品の製造工程を効率化するための原料の乾燥機、スライヤー及び異物検出器の導入

申請書別紙1及び別紙2に記載の
実施場所、実施期間を記入

3 取得した設備等の実績

(1) ●●工場建設用地

取 得 日： 年 月 日

供用開始日： 年 月 日

取得費用：

申請書別紙2に記載の「具体的な措置の内
容」を簡潔にまとめて記入

(2) ●●工場（建物附属設備（●●、●●、●●）を含む。）

取 得 日： 年 月 日

供用開始日： 年 月 日

取得費用：

実際に取得した土地、建物、機械等を記入

(3) 機械及び装置

取 得 日：2022年12月1日

供用開始日：2022年12月10日

取得費用：10,000千円

4 前事業年度の収支決算報告

報告する事業年度期間 2022年4月1日～2023年3月31日

別添「損益計算書」及びそれに付随する書類により報告します。

5 実績報告（国から確認を受けた事業者のみ対象）

実績報告について、別紙1-①、1-②により、報告します。

別紙1-①

法人又は個人名	対象事業所※2の名称	県知事の認定日 主務大臣の確認書の文書番号(府政沖第〇号)	措置実施計画認定番号(商〇第〇号)	報告する事業年度の開始日	報告する事業年度の終了日	左記の事業年度内に設備等を新増設した場合は設備名称	課税の特例の適用見込み	課税の特例の適用額(千円) (未定の場合には申告手続き後の提出で可)				
								同施設の取得価額(千円)	投資税額控除(法人税の控除額)	特別償却(特別償却限度額)	事業税(免税額)	不動産取得税(免税額)
株式会社おきなわ食品	株式会社おきなわ食品 うるま工場	令和4年10月1日 令和4年10月20日	商企第100号 府政沖第100号	2022年4月1日	2023年3月31日	食料品製造業用 設備(乾燥機)	10,000	あり	1,500	1,000	500	

主務大臣の確認書の日付と番号
を記入する

税額控除や課税免除申請した額
を記入する

確認申請において適用した要件の類型 (※ 1 の A ~ E から選択)	①当該事業年度における対象事業所又は対象法人等の事業に係る付加価値額(千円) ※付加価値額=売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課						②事業年度の終了日において対象事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額(円)	③当該事業年度における対象事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額(円) 【計画最終年度についての報告の場合に記載】 ①~③について、申請時に見込んだ目標値を実現できなかった場合には、その背景・理由を記入してください。(実現できた場合には不要)		
	集計対象 ※3	①売上高	②売上原価	③販売費及び一般管理費	④給与総額	⑤租税公課				
B	136,502	対象事業所	400,000	300,000	10,000	46,002	500	50	3,833,533	

損益計算書及びそれに付随する書類の数
値と一致させる

※詳細を報告書様式②シートにまとめてください

別紙1-②の数値と一致させる

別紙1-②

常用労働者の平均一人当たり給与額シート

事業者	株式会社おきなわ食品
事業所	株式会社おきなわ食品 うるま工場
認定日	2022年10月1日
認定番号	商企第100号
確認日	2022年10月20日
確認番号	府政沖第100号
年度開始日	2022年4月1日
年度終了日	2023年3月31日

月は会社の事業年度にあわせて修正する。
12月末決算の場合は、「1月」からに変更

月	常用労働者の現金給与額の合計(円)	常用労働者数(人)	平均一人当たり給与額(円)(自動計算)
4	150,000,000	49	3,061,224
5	150,000,000	50	3,000,000
6	350,000,000	50	7,000,000
7	150,000,000	50	3,000,000
8	150,000,000	50	3,000,000
9	150,000,000	51	2,941,176
10	150,000,000	50	3,000,000
11	150,000,000	50	3,000,000
12	450,000,000	50	9,000,000
1	150,000,000	50	3,000,000
2	150,000,000	50	3,000,000
3	150,000,000	50	3,000,000
平均一人当たり給与額			3,833,533

常用労働者の平均一人当たり給与額年間平均額算定シート(詳細)

【2022年度】

月	常用労働者の現金給与額の合計(円)			常用労働者数(人)			平均一人当たり 給与額(円) (自動計算)
	きまつて支給する給与の総額(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与。残業手当等を含む。)	特別に支払われた給与の総額(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与)	合計 (自動計算)	直前の月の常用労働者数(5月以降自動計算)	採用、転勤等による各月の増加数	解雇、退職、転職等による減少数	
4	150,000,000		150,000,000	50	0	1	49 3,061,224
5	150,000,000		150,000,000	49	1	0	50 3,000,000
6	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
7	150,000,000	200,000,000	350,000,000	50	0	0	50 7,000,000
8	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
9	150,000,000		150,000,000	50	1	0	51 2,941,176
10	150,000,000		150,000,000	51	0	1	50 3,000,000
11	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
12	150,000,000	300,000,000	450,000,000	50	0	0	50 9,000,000
1	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
2	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
3	150,000,000		150,000,000	50	0	0	50 3,000,000
平均一人当たり給与額(年間平均額)							3,833,533

3 特定国際物流拠点事業の認定申請書の記入要領

(様式第1号) 特定国際物流拠点事業認定申請書

申請者

法人名称

法人の名称を記入すること。

代表者氏名

法人の代表者の役職及び氏名を記入すること。

本店又は主たる事務所の所在地

登記事項証明書記載の住所を記入すること。

本店とは別に主たる事務所がある場合は、その住所を記載すること。

支店又は従たる事務所の所在地

支店または従たる事務所がある場合は、その住所を記載すること。

法人の設立時期

登記事項証明書に記載の設立年月日を記載すること。

事業計画

事業計画書や会社概要を別紙1～4に記載すること。

常時使用する従業員の数

法人全体の常時使用する従業員の数を記載し、別紙5を作成すること。

申請法人の国際物流拠点産業集積地域の区域外にある事業所における業務内容

国際物流拠点産業集積地域の区域外に事業所がある場合は、その事業所における業務内容を記載すること。

区域外事業所において業務に従事する従業員の数

区域外事業所がある場合、従業員数を記入すること。

国際物流拠点産業集積措置実施計画及び特定国際物流拠点事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令(平成14年内閣府・経済産業省令第4号)第7条第1号又は第2号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち国際物流拠点産業集積地域の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日

合併法人又は継承法人の場合、記入すること。

その他事業に関し必要な事項

その他必要事項がある場合、記入すること。